

令和2年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年4月9日（木）午後3時30分開議
- 2 場 所 市川市仮本庁舎第2委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第1号 市川市いじめ対応ガイドラインの策定について
 - 5 報告第1号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続並びに放課後保育クラブの再開に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の継続に関する臨時代理の報告について
 - 報告第5号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第6号 市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について
 - 報告第7号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第8号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第9号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第10号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第11号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 報告第12号 生徒指導事案に係る検証結果について
 - 報告第13号 市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について

報告第14号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校施設等の臨時休校等に関する臨時代理の報告について

6 閉会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第1号 市川市いじめ対応ガイドラインの策定について
- 2 報告第1号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続に関する臨時代理の報告について
- 報告第2号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続並びに放課後保育クラブの再開に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の継続に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第9号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第10号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第11号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第12号 生徒指導事案に係る検証結果について
- 報告第13号 市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について
- 報告第14号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校施設等の臨時休校等に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	荒井	義光
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	新部	操
学校安全安心対策担当室長	河部	純
学校環境調整課長	石田	清彦
指導課長	野口	敏樹
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	松永	裕思
学校地域連携推進課長	関上	亨
教育センター所長	小松崎	聡

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	副主幹	三河	崇邦
//	副主幹	須志原	みゆき
//	主 査	新田	伸子
//	主 査	滝口	陽子
//	主 任	加澤	俊

○教育長

ただ今から、令和2年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告14件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、島田由紀子委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願ひいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」および「報告」に入ります。議案第1号「市川市いじめ対応ガイドラインの策定について」及び報告第12号「生徒指導事案に係る検証結果について」は市川市のいじめ対応に関するもののため一括して説明してください。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。説明の都合から、報告第12号「生徒指導事案に係る検証結果について」先にご説明いたします。議案の46ページをご覧ください。令和元年6月の定例教育委員会の報告第13号で報告申し上げました生徒指導事案について、学校及び教育委員会の対応を検証し、再発防止策を示すことを目的として開催した検証会議が終了しましたので、ご報告いたします。議案の46ページをご覧ください。検証会議は、1の(1)の概要にある平成28年度に発生した若宮小学校いじめ重大事態について検証を行ったもので、(3)の3人の出席者により、令和元年7月29日から令和2年3月11日まで、11回開催しました。また、そのうちの3回は、被害児童保護者及び代理人弁護士も出席しました。では、まず、検証結果と提言事項についてご説明いたします。2の「検証結果」をご覧ください。検証会議では、いじめ発生時の学校及び教育委員会の対応について検証を行い、本事案が長期にわたって解決に至らなかったのは、学校の初動対応の不備と共通認識の欠如が要因であり、いじめ発生の初期段階で、子どもの声を聞く機会を逃したために、事件の背景を正確に把握することが出来ず、事態の收拾を困難にしたと指摘されました。また教育委員会についても、学校の対応や学校と関係機関との連携の不十分さを、十分に正すことが出来なかったと指摘されました。これらの検証結果を踏まえて、再発防止に向けた提言を、3の「提言事項」にまとめました。初動対応としては、早急に事実関係の全体像と問題の本質的な要因を把握し、早期解決に向けた取組を適切に進める必要があるとしたうえで、学校内の組織を活用して情報の共有を図るとともに、解決に向けた協議を行うこと、また、校長が誤った判断をした場合であっても、学校組織としては間違った対応をしないよう、職員の法令等に関する理解を深めることなど、組織的な対応の重要性について提言がありました。また、いじめ発生時の学校及び教育委員会の対応の在り方を、「ガイドライン」として示し、再発防止策とすることや、ガイドラインに

則った対応が適切に進められるよう、いじめ防止対策推進法が定める、いじめ問題対策連絡協議会の設置についても、検討をするよう提言がありました。次に、今後の見通しです。1の(4)をご覧ください。本日の定例教育委員会で、検証結果を報告したのち、本日、議案として提出しております、いじめ対応ガイドラインが策定されましたら、その旨を市長へ報告したのち、被害児童本人へ、いじめ対応ガイドラインの策定を報告して、一つの区切りとすることとしています。このことは、被害児童保護者及び代理人弁護士とも共通理解をしているところで、以上です。

続きまして、議案第1号「市川市いじめ対応ガイドラインの策定」について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。いじめ問題への対応を十分に図っていくには、事案が発生した際の学校及び教育委員会の対応を明確にしておくことが必要です。このことから、いじめ対応ガイドラインの策定を議案として提出するものです。では、内容についてご説明いたします。4ページをご覧ください。

「はじめに」では、本ガイドラインが本市で起きたいじめ事案をもとに作成したものであることから、年々複雑化する様々ないじめ事案全てに対応するものとはなっておらず、今後、新たな事例等も加えて、適宜見直していく事を記載しています。次に「1 学校及び教育委員会の基本的姿勢」です。ここでは、いじめ問題に対して、法令等に則った対応が適切に進められるよう、研修会等を通して関係法令に関する理解を深めることや、関係する児童生徒や保護者に寄り添った姿勢に努めること、学校の管理下以外であっても積極に対応することや、いじめが申告された時には、いじめ構造の全容解明に努め、解決に向けた方針等を早期に示すこと、そして、教育委員会は、きめ細かな指導と支援に努めること、などを示しています。5ページをご覧ください。「2 組織的な対応」の「(1) 校内組織」では、いじめ発生時は常にチーム学校として組織的に行い、校長が対応方針を明確に示すことや、いじめ対応の組織にはスクールカウンセラーなどの専門職も加えて多面的な対応を図ること、児童生徒への対応や関係機関との連絡調整は役割分担をして行うこと、そして、校内のいじめ対応の組織は、協議を行う機関として機能させていくこと、などを示しています。6ページをご覧ください。「(2) 外部機関との連携」では、関係機関との情報共有や協力関係の構築に努めることや、警察が関わる問題であっても学校は教育的な視点から調査を行うこと、医療機関とは互いに協力して対応策を検討すること、そして、具体的な対応を進める手立てとして、学校運営協議会の支援・協力を図っていくことなどを示しています。

「(3) 教育委員会」では、学校内で情報が適切に共有されているか、解決に向けた取組が適切に行われているか、といったことの確認の他、学校と関係機関の調整の支援や、経験の浅い校長等へのきめ細かい指導、そして、出席停止については、被害児童生徒の安全確保の他、加害児童生徒への指導の効果等も熟慮したうえで行うこと、などを示しています。7ページをご覧ください。「3 学校におけるいじめ認知について」では、本人が被害を訴えている場合や、社会的に相当ではない行為が疑われる場合には、いじめ問題として対応することや、保護者からの訴えや、外部機関からの情報提供があった場合には、いじめの可能性を念頭において、事実関係と問題の本質的な要因の把握に努めることなどを示しています。

「4 いじめ問題における初動時の対応」では、いじめの疑いがある事案に対しては、早い段階から当事者への聞き取りを行い、双方の心的状況を把握することや、当事者間で齟齬がある場合には、双方が情報を共有する場は設定しないこと、保護者同士の話し合いは、発生の初期段階であり且つ客観的な事実が明確な場合において設定することなどを示しています。8ページをご覧ください。「5 被害児童生徒及びいじめが起きた集団への対応」では、被害児童生徒の安心感を確保することが重要であり、カウンセリング対応によって不安や恐怖を和らげることに努めることや、そのために児童生徒同士が支え合う人間関係を形成する学級指導に努めることなどを示しています。「6 加害児童生徒への対応」では、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害の原因を把握し再発防止に向けた指導を行うことや、加害生徒が周囲から一方的に攻められることによって生じる不安についても理解して指導につなげることなどを示しています。9ページをご覧ください。「7 保護者への対応」では、被害児童生徒の保護者からいじめの訴えや要望があった場合には、その声にしっかりと耳を傾け、丁寧に対応することや、加害児童生徒の保護者に対しては、事実関係の丁寧な説明を行い、連携して問題解決にあたること、そして、保護者から提供されたビデオ等の資料については、問題解決に向けて参考にするべきとしたうえで、教育的な精査は必要であり、その都度適切に判断すること、などを示しています。次に、「8 外部への説明および公表」では、必要に応じて学校運営協議会に報告して対応を協議することや、根拠のない誹謗中傷は決して許されないという姿勢を持つことなどを示しています。10ページをご覧ください。最後に「9 報告書等への記載」です。報告書へ記載する内容の他、心証形成につながる事実については、十分に精査をして、いじめ事案の解決に資する内容に限って記載することや、事実や具体的な対応に関する多くの情報については、整理と共有が必要であることなどを示しています。以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第12号を終了し、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、報告第1号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続に関する臨時代理の報告について」及び報告第2号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続並びに放課後保育クラブの再開に関する臨時代理の報告について」は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等に関するもののため、一括して説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第1号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続に関する臨時代理の報告について」及び報告第2号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続

並びに放課後保育クラブの再開に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の11ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等の継続につきましては、令和2年3月13日（金）以降、引き続き臨時休館等を継続することとするため、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本件につきましては、令和2年2月25日に千葉県で発生した新型コロナウイルスに感染した患者の行動履歴を調査している中で、3名が市内のスポーツ施設を利用していたことを千葉県が公表したことを受け、市民等に対する感染拡大を防止するため、生涯学習部が管理する社会教育施設等を令和2年2月27日（木）から当面2週間の予定で臨時休館等を実施していましたが、市内における感染者が増加傾向にあり、対策を緩める状況にないことから、生涯学習部が管理する社会教育施設等の休館等について、令和2年3月9日及び3月25日の新型コロナウイルス対策本部会議に議題として提案し、承認・決定いたしました。対象施設は、14ページの対象施設一覧をご覧ください。施設の休館等の継続期間は、令和2年5月6日（水）までを予定しております。なお、放課後保育クラブの臨時休所につきましては、本臨時代理を行った時点では、4月1日には新1年生も入所するため、4月1日からの開所としておりましたが、3月26日（木）以降は、その後の状況を踏まえた報告第3号及び報告第13号で、別途、ご説明させていただきます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号、報告第2号を終了いたします。

次に、報告第3号「市川市保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について」及び報告第13号「市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について」は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育クラブの臨時休所等に関するもののため、一括して説明してください。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。報告第3号「市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について」、まずご説明いたします。議案の15ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。放課後保育クラブは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年2月28日から同年3月25日まで、市立学校等の臨時休校に合わせて臨時休所といたしました。さらに、学校が春休みに入りました3月26日から31日までにつきましても、引き続き、放課後保育クラブを臨時休所といたしました。保護者の負担を考慮し、放課後保育クラブの入所の承認を受けた児童に限って、放課後保育クラブ支援員等による一時預かり事業を継続したところとします。

続きまして、報告第13号「市川市放課後保育クラブの臨時休所の継続に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。恐れ入りますが、議事日程追加分の1ページをお願いいたします。ただ今報告第3号において、令和2年3月31日まで市立学校等の臨時休校等に合わせて放課後保育クラブも臨時休所とした旨をご報告させていただきました。そして、報告第2号では、新年度からの市立学校等の再開に向けて、放課後保育クラブを4月1日から再開としたところではありますが、市内及び東京都における感染拡大の状況を勘案した4月7日から5月6日までの市立学校等の臨時休校の決定を踏まえ、放課後保育クラブの4月1日からの再開決定を撤回し、4月1日から5月6日までの間、臨時休所といたしました。また、一時預かり事業につきましては、4月1日から4月10日までは、放課後保育クラブ支援員等により放課後保育クラブの入所の承認を受けた児童に限って実施し、4月13日から5月6日までは、学校の教職員及び放課後保育クラブ支援員等が連携して実施する予定であります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第3号、報告第13号を終了いたします。

次に、報告第4号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の継続に関する臨時代理の報告について」及び報告第14号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校施設等の臨時休校等に関する臨時代理の報告について」は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等によるもののため、一括して説明してください。

○保健体育課長

保健体育課長です。報告第4号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等の継続に関する臨時代理の報告について」及び報告第14号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校施設等の臨時休校等に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の17ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休校等につきましては、令和2年3月13日からの臨時休校等の継続措置について、また、令和2年4月7日からの臨時休校等の措置について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本件につきましては、令和2年2月25日（火）に千葉県で発生した新型コロナウイルスに感染した患者の行動履歴を調査している中で、3名が市内のスポーツ施設を利用していたことを千葉県が公表したことを受け、市民等に対する感染拡大を防止するため、学校教育部が管理する学校施設等を令和2年2月28日（金）から当面2週間の予定で臨時休校等を実施いたしました。3月25日（水）までの継続を令和2年3月9日の新型コロナウイルス対策本部会議に議題として提案し、承認・決定いたしました。続きまして、追加資料の3ページをご覧ください。4月1日（水）の国の専門家会議の見解では、都市部を中心にクラスター感染が報告され、隣接する東京都は「感染拡大警戒地域」に該当するなど深刻な状況にあります。そこで、感染拡大の防止に万全を期すため、春休み明けの学校教育部が管理する学校等の休

校等については、4月2日（木）の新型コロナウイルス対策本部会議に議題として提案し、承認をいただいております。対象施設は、4ページの対象施設一覧をご覧ください。施設の休校等の期間は、令和2年4月7日（火）から令和2年5月6日（水）までとなります。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第4号、報告第14号を終了いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の休館・休所、及び学校等の休校等について、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第10号の「重要かつ異例に属するもの」として、教育長の臨時代理について、事務局より報告をしていただきました。この新型コロナウイルスに係る対応については、教育委員会だけの問題ではなく市全体の大きな問題であるため、対応等については、教育長を含め、市長・副市長以下部長級で構成されている、新型コロナウイルス対策本部会議で審議し、方針が決定されています。このようなことから、教育施設や学校等の休館・休校等に関しましては、3月、4月の教育委員会会議での報告実績を踏まえ、重要事項ではありますが異例とまで捉える必要がなくなったこととして、今後、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休館・休校等の継続等の決定については、教育長に事務を委任することが適当と判断いたしますが、教育委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休館・休校等の継続等の決定については、教育長に事務を委任することといたしました。

次に、報告第5号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第5号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の19ページをご覧ください。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長に委任することができない旨定められておりますが、令和2年4月1日の人事異動にあたり、原案の確定が内示予定日の直前まで行われていたことにより、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、令和2年3月18日に教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。議案20ページをご覧ください。令和2年4月1日 課長職（7級）以上の異動表になります。定年退職となった職員、教育委員会から異動した職員および教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第5号を終了いたします。次に、報告第6号「市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の21ページをご覧ください。報告第6号「市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の合意に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年度から導入されております会計年度任用職員制度に関する事務を市長部局に移管することにつきましては、本年3月に定例教育委員会の議決を経て、市長に教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する協議の申し入れを行いました。続きまして、議案の22ページ、23ページをお願いいたします。こちらにございますとおり、令和2年3月19日付で市長から承諾をいただきましたので、議案24ページ、25ページの合意書の締結につきましては、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、令和2年3月25日に教育長が臨時に代理し、令和2年3月27日付けで市長と合意書を取り交わしましたのでご報告いたします。なお、市長部局への事務移管は、本年4月1日からとなっております。また、これに伴う委任及び補助執行に関する規則の改正については、報告第7号にてご報告いたします。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。

次に、報告第7号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第8号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」は会計年度任用職員の事務の委任及び補助執行に伴うもののため一括して説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第7号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び、報告第8号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、それぞれ会計年度任用職員に関する市長部局への事務移管に伴う案件となりますので、一括してご説明いたします。議案の26ページをご覧ください。本報告に係る事務の委任及び補助執行に関する規則及び公印規則の一部改正につきましては、報告第6号でご説明いたしましたとおり、会計年度任用職員に関する事務を市長部局に移管するため、いずれも4月1日より前に規則を公布し、施行する必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。それでは、主な改正内容についてご説明いたします。議案28ページ以降の新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。第3条は、委任する事務で、会計年度任用職員の給与等に関する事務を市長部局の職員に委任いたします。第4条は、補助執行する事務で、会計年度任用職員の任免、分限及び懲戒に関する事務や社会保険等に関する事務を市長部局の職員が補助執行することとなりますが、

権限は教育委員会に残る事務でございます。次に、29ページをご覧ください。第5条は、補助執行する事務ではありますが、補助執行する際には、会計年度任用職員に対する分限や懲戒に関しては教育委員会に諮る必要があることを追加しております。別表は、補助執行する事務に関する専決事項の規定に会計年度任用職員を追加しております。また、令和2年度の市長部局の組織改正による課名変更につきましても、関係条文の改正を行っております。

続きまして、議案の31ページから33ページの報告第8号「市川市教育委員会公印規則の一部改正について」ですが、こちらにつきましては、さきほどご説明いたしました委任及び補助執行に関する規則の中で、市長部局が補助執行する事務のひとつに「社会保険に関すること」がございます。この社会保険に関する各届書類の証明に「市川市教育長之印」の証明が必要となること、また、届書類が多岐・多数に渡ることから、給与課長を管守者とする公印を追加する必要があるため、改正を行ったものです。いずれも令和2年4月1日を施行期日としたものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第7号、報告第8号を終了いたします。

次に、報告第9号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び、報告第10号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、市川市教育委員会事務局の組織改正にともなうもののため、一括して説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第9号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第10号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を一括してご説明いたします。議案の34ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則及び規程の一部改正につきましては、いずれも令和2年度の組織改正に伴うもののほか、会計年度任用職員制度導入について、所要の改正を行ったものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきますので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。はじめに、令和2年度の組織改正の主な内容でございます。議案の37ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。組織の変更点といたしましては、義務教育学校の設置や学校施設整備計画の推進、特別支援学校の移転検討など、学校に関する重要な教育行政課題を円滑に進めていく必要があることから、学校教育部に学校環境調整課を新設いたしました。この組織規則改正にあわせ、関係する事務決裁規程の内容を整備する必要があったことから、報告第10号の議案39ページから41ページに記載のございます市川市事務決裁規程の一部改正をしたものでございます。また、事務決裁規程におきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、市長部局との専決事項の整合性を図るなどの所

要の改正も行ったものでございます。いずれも令和2年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告9号、報告第10号を終了いたします。

次に、報告第11号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長でございます。報告第11号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の42ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見を頂かなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます。このことにより、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動は、完結いたしました。したがって、同規則同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、43ページと44ページの通りでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第11号を終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和2年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時10分閉会)